＜コーポレート・ガバナンス体制図＞

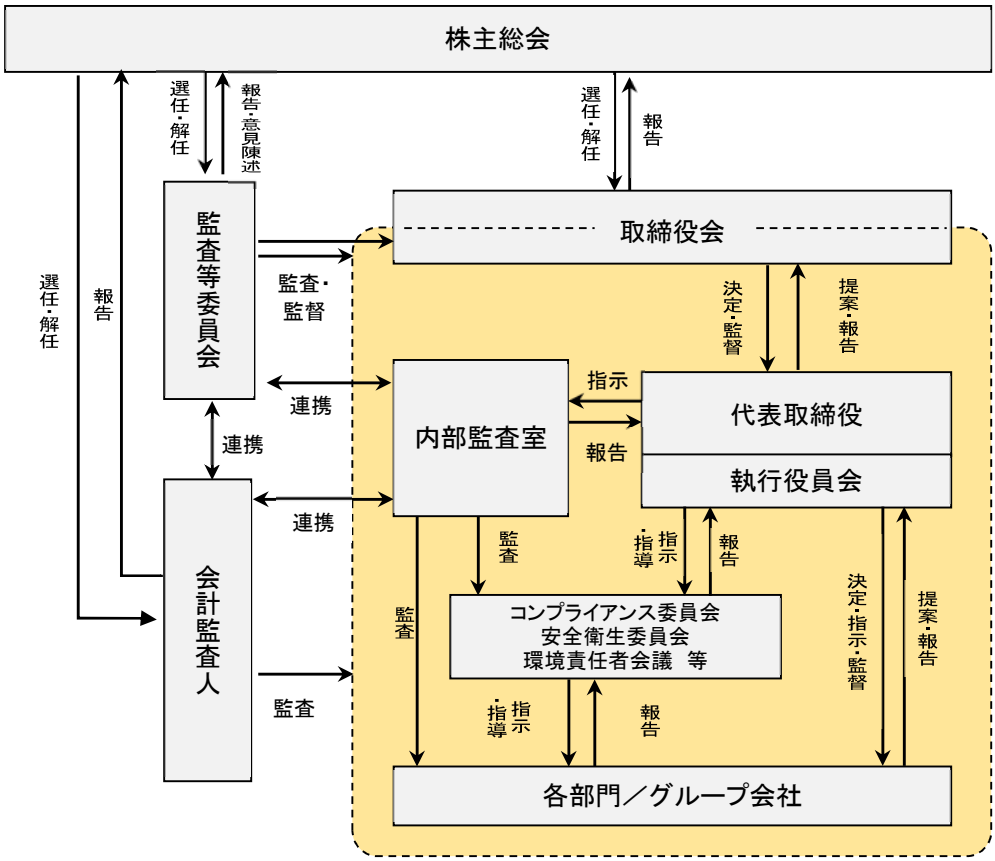

＜適時開示体制の概要＞

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

１．適時開示に係る基本方針

当社は、株主および投資家の皆様に正確かつ公平な情報を迅速に提供するため、株式会社東京証券取引所に定める適時開示規則（以下「適時開示規則」といいます。）に規定する情報を公開するほか、当社グループに関する有用な情報につきましても、積極的な開示に努めてまいります。

２．適時開示の社内体制

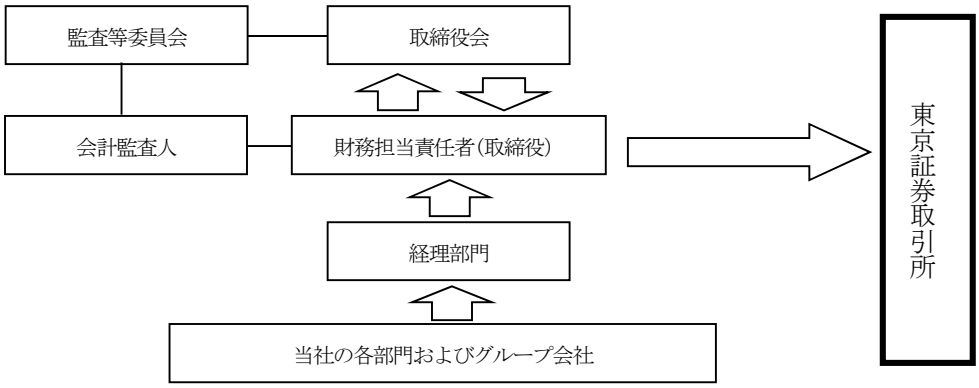

３．適時開示の内容

（１）決定事実

重要な決定事実については、原則として毎月１回開催する定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより迅速な決定を行っております。決定された重要事実については、適時開示規則に従い、開示が必要か否か財務担当責任者（取締役）を中心に検討し、開示が必要となる場合には、迅速に行うよう努めております。

（２）発生事実

重要事実が発生した場合には、当該事実が発生したことを認識した当社および当社グループ会社の各部門から速やかに経理部門に情報が集約され、その後財務担当責任者（取締役）を中心に当該情報の内容等の精査を行うとともに、適時開示規則に従い、当該情報の開示が必要となる場合には迅速に行うよう努めております。

（３）決算に関する情報

決算に関する情報については、経理部門において決算財務数値を作成し、取締役会において承認のうえ、速やかに開示しております。

（４）その他

上記以外の開示情報についても、その都度、経理部門にて開示情報の内容を立案し、財務担当責任者（取締役）の確認を経て開示しております。

上記いずれの開示におきましても必要に応じ監査等委員会、会計監査人および弁護士より助言、指導を受けております。

以　上